

中堅・中小企業を応援！
経営の最新トレンドと実務ノウハウをお届けする
ビジネス情報誌

MJS Monthly Report

マンスリーレポート

概要

令和8年度税制改正により給与所得控除や基礎控除が引き上げられたことに伴い、年末調整関係書類が改訂されます。また、令和7年度税制改正で特定親族特別控除が創設されたことに伴い、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で変更された「源泉控除対象親族」の記載などにも引き続き注意が必要です。

給与の支払者は、役員や従業員等の給与所得者（以下「所得者」といいます。）に改正点を早めに周知したうえで、所得者から年末調整関係書類を受け取る必要があります。本稿で令和8年分年末調整のポイントを押さえて、しっかりと準備しましょう。

※本稿は2026年9月9日時点の情報に基づいて作成しています。

今後、国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ（令和8年分）」などが掲載される予定ですので、同ホームページにて最新情報を確認してください。

No.213 (OCT.2026) 掲載

※本冊子に掲載されている情報は、執筆時点のものです。



『Monthly Report』は、MJS 税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。
毎号、税務・商事法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。
この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1テーマをコンパクトにまとめた特別版です。ぜひお役立てください。

特別版

Feature

令和8年分
年末調整のポイント



編集制作

株式会社ミロク情報サービス
税経システム研究所

Feature

2

令和8年分年末調整のポイント

税務システム研究会 客員研究員 税理士
長野匡司税理士事務所 所長 長野匡司



令和8年分年末調整のポイント

令和8年度税制改正により給与所得控除や基礎控除が引き上げられたことに伴い、年末調整関係書類が改訂されます。また、令和7年度税制改正で特定親族特別控除が創設されたことに伴い、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で変更された「源泉控除対象親族」の記載などにも引き続き注意が必要です。

給与の支払者は、役員や従業員等の給与所得者（以下「所得者」といいます。）に改正点を早めに周知したうえで、所得者から年末調整関係書類を受け取る必要があります。本稿で令和8年分年末調整のポイントを押さえて、しっかりと準備しましょう。

※本稿は2026年9月9日時点の情報に基づいて作成しています。

今後、国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ（令和8年分）」などが掲載される予定ですので、同ホームページにて最新情報を確認してください。



税務システム研究会 客員研究員 税理士
長野匡司税理士事務所 所長

長野匡司 [ながの・まさじ]

大学在学中の1983年に税理士試験合格、卒業後より税理士事務所に勤務、1986年に税理士登録。2004年に長野匡司税理士事務所を開業し、現在に至る。2007年より日本税務会計学会委員（法律部門）。顧問先の支援のほか、消費税や法人税、所得税などの研修講師の実績が多数ある。主な著書には、『法人税申告の実務全書』（共著、日本実業出版社）、『業種別で見る8%消費税』（共著、税務研究会）などがある。

変更ポイントの概要

1. 令和8年からの改正事項

(1) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が74万円（改正前：65万円）に引き上げられます。

(2) 基礎控除の引上げ

合計所得金額が2,350万円以下である所得者については、基礎控除が62万円（改正前：58万円）に引き上げられます。なお、合計所得金額が655万円以下の居住者については、別途加算があります。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、扶養親族等の所得要件が改正されます。

(4) 勤労学生控除（勤労学生の範囲）の見直し

学校教育法等の改正に伴い、勤労学生控除の勤労学生の範囲が見直されます。

(5) 子育て世帯の生命保険料控除の特例

所得者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、新生命保険料に係る一般生命保険料控除が拡充されます。

(6) 更正の請求

令和8年11月30日以前に令和8年分の準確定申告書を提出した場合には、更正の請求をすることによって、改正後の上記（1）から（3）までの控除等の適用を受けることができます。

2. 年末調整関係書類の改訂

上記1の改正等に伴い、年末調整関係書類が改訂されます。

3. 手続き関連の変更点：源泉徴収票の税務署提出が不要に

市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合には、令和8年分以後の「給与所得の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）を税務署に提出する必要がありません。

1 令和8年からの改正事項

(1) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

① 改正内容

給与所得控除の最低保障額が74万円（改正前：65万円）に引き上げられます。なお、給与等の収入金額が220万円超の給与所得者は、給与所得控除額の変更はありません（所法28③、措法29の4①、**図表1**参照）。

図表1 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額(所得税・住民税共通)	
	令和7年分	令和8年・9年分
190万円以下	65万円	74万円
190万円超 220万円以下	収入金額×30% +8万円	

② 改正時期

上記①の改正は、令和8年12月1日から施行し、令和8年分以後の所得税について適用されます（令和8年改正法附則1四、3①、「令和8年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A」（以下「基礎控除の引上げ等Q&A」といいます。）1-1）。

【実務のポイント】

令和8年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください（基礎控除の引上げ等Q&A3-1）。

(2) 基礎控除の引上げ

① 改正内容

合計所得金額が2,350万円以下である所得者については、基礎控除が62万円（改正前：58万円）に引き上げられます（所法86①）。

なお、令和8年分・9年分の合計所得金額が655万円以下である居住者については、次の金額が加算されます（措法41の16の2①、**図表2**参照）。

イ．合計所得金額が489万円以下 …… 42万円

ロ．合計所得金額が489万円超655万円以下
…… 5万円

② 改正時期

上記①の改正は、令和8年12月1日から施行し、令和8年分以後の所得税について適用されます（令和8年改正法附則1四、9①、基礎控除の引上げ等Q&A1-1）。

図表2 基礎控除額

合計所得金額		基礎控除額		
		所得税		住民税
		令和 7 年分	令和 8 年・9 年分	改正なし
132 万円以下		95 万円	104 万円	43 万円
132 万円超 336 万円以下		88 万円		
336 万円超 489 万円以下		68 万円		
489 万円超 655 万円以下		63 万円		
655 万円超 2,350 万円以下		58 万円		
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円		29 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円		
2,500 万円超		0 円		

(注) 太枠線内の令和 8 年・9 年分の金額は、居住者については、所得税法第 86 条の規定による 62 万円に租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による 42 万円、5 万円を加算した金額（令和 7 年分は、58 万円に 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額）となっています。なお、非居住者については、この加算がありません。

【実務のポイント】

基礎控除額は、所得税より住民税の方が少ないため、所得税が課税されなくても、住民税が課税されることがあります。所得税と住民税の控除額の違いを把握しておく、所得者から質問を受けた際にスムーズに対応できます。

(3)扶養親族等の所得要件の改正

①改正内容

基礎控除の引上げに伴い、扶養親族等の所得要件が、次のイ～ホのとおり改正されます（図表3参照）。

- イ. 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられます（所法2①三十三、三十四）。
- ロ. ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられます（所法2①三十一、所令11の2②）。
- ハ. 上記イの改正に伴い、特定親族の合計所得金額要件が62万円超123万円以下（改正前：58万円超123万円以下）となります（所法84の2①）。
- ニ. 上記イの改正に伴い、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が62万円超133万円以下（改正前：58万円超133万円以下）となります（所法83の2①）。
- ホ. 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられます（所法2①三十二）。

②改正時期

上記①の改正は、令和8年12月1日から施行し、令和8年分以後の所得税について適用されます（令和8年改正法附則1四、2①、令和8年改正所令附則1一、2①、基礎控除の引上げ等Q&A1-1）。

【実務のポイント】

前年の扶養親族等の所得要件により扶養親族等の判定をしている所得者も考えられるため、年末調整関係書類の配付時に改正内容等を所得者に周知しましょう。

図表 3 扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件（所得税・住民税共通）	
	令和7年分	令和8年分
扶養親族 ^(注1) 同一生計配偶者 ^(注1) ひとり親の生計を一にする子 ^(注2)	58万円以下	62万円以下
特定親族	58万円超 123万円以下	62万円超 123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	62万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	89万円以下
<p>(注1) 所得金額調整控除・障害者控除の対象となる扶養親族又は同一生計配偶者の所得要件、寡婦控除の扶養親族の所得要件も同様に引き上げられます。</p> <p>(注2) 「ひとり親の生計を一にする子」は総所得金額等の合計額要件、そのほかは合計所得金額要件となります。</p>		

(4)勤労学生控除（勤労学生の範囲）の見直し

①改正内容

学校教育法等の改正に伴い、勤労学生控除の勤労学生の範囲が見直されました。

勤労学生について、専修学校の学生が履修する課程の範囲にその修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程が加えられるとともに、専修学校の専門課程に係る要件のうちその1年の授業時間数が800時間以上であること等の要件が、その年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に見直されます（所法2①三十二、所令11の3②）。

②改正時期

上記①の改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます（令和8年改正所令附則3）。

(5)子育て世帯の生命保険料控除の特例

①改正内容

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、所得者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における一般生命保険料控除が最大6万円（改正前：4万円）に拡充されました

が、この取扱いが令和9年分まで1年延長されます（措法41の15の5①、図表4参照）。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、令和7年分以前と同額の12万円です（所法76④、図表5参照）。

②判定時期

年齢23歳未満の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日の現況によります（措法41の15の5②）。

③改正時期

上記①の改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます（措法41の15の5①）。

【実務のポイント】

- イ。「年齢23歳未満の扶養親族」とは、次のaとbの両方の要件に該当する親族をいいます。
- 所得者と生計を一にする年齢23歳未満の親族（令和8年分の場合、平成16年1月2日以後に生まれた親族）
 - 合計所得金額が62万円以下の親族

ロ．この特例は、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が2人以上いる場合において、年齢23歳未満の扶養親族1人ごとに、同一世帯内のいずれか1人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この特例の適用を受けることができます。

(6)更正の請求

上記（1）から（3）までの改正は、令和8年12月1日から施行されますので、令和8年11月30日以前に令和8年分の準確定申告書を提出した場合には、改正後の控除等の適用を受けることができません。

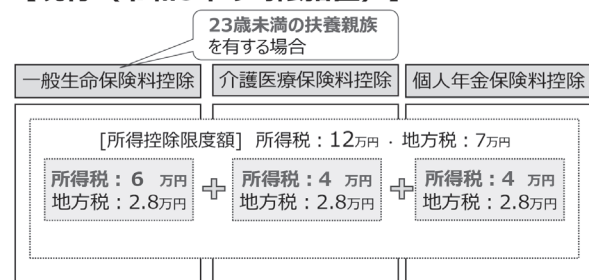
この場合には、令和8年12月1日から5年以内に更正の請求をすることによって、改正後の控除等の適用を受けることができます（令和8年改正法附則2②、3②、9②、令和8年改正所令附則2②、基礎控除の引上げ等Q&A6-1）。

図表4 23歳未満の扶養親族を有する場合の新生命保険料の控除額

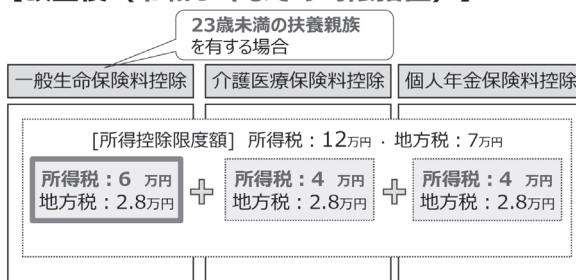
年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

図表5 令和8年・9年の生命保険料控除

【現行（令和8年の時限措置）】



【改正後（令和9年までの時限措置）】



※措置の内容は変更無し

（注）「現行」を「改正前」と読み替えてください

出典：「令和8年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（令和7年12月、厚生労働省）

2

(1)令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書など

上記１（１）から（３）までの改正に伴い、次の
箇所が変更されます。

イ.「給与所得者の基礎控除申告書」の「控除額の計算」欄の変更

基礎控除額が改正されましたので、所得者の合計所得金額の見積額を基に改正後の基礎控除額を計算します。

ロ.「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「判定」欄の変更

同一生計配偶者の合計所得金額要件が改正されましたので、配偶者の合計所得金額の見積額を基に「62万円以下かつ年齢70歳以上①」、「62万円以下かつ年齢70歳未満②」、「62万円超95万円以下③」、「95万円超133万円以下④」の判

定を行い、改正後の配偶者控除額又は配偶者特別控除額を計算します。

ハ、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の「控除額の計算」欄の変更

特定親族の合計所得金額要件が改正されましたので、特定親族の合計所得金額の見積額を基に改正後の特定親族特別控除額を計算します。

(2)令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書

上記1（5）の改正に伴い、次の箇所が変更されます。

イ.「生命保険料控除」の「一般の生命保険料」欄
の変更

「一般の生命保険料」のうち、新生命保険料がある場合には、「年齢23歳未満の扶養親族の有無」により控除額等を区分計算します。

ロ.「生命保険料控除」の「年齢23歳未満の扶養親族」欄の追加

本文 2 (1) 令和 8 年分 給与所得者の基礎控除申告書

令和8年12月末調整用

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 税務署長	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人)を指します。[印]を記載してください。 (フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は 居所	記載のしかたはこちら 	基・配・特・所
--	---	---	----------------

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「区Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「区Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

○ 基礎控除の額

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「区Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「所得金額調整控除」及び「特定親族特別控除」の適用がある場合には、これらの数値の所得金額を記載してください。

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「所得金額調整控除」及び「特定親族特別控除」の適用がある場合には、これらの数値の所得金額を記載してください。

○ 配偶者控除の額

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②の合計額)		円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「区Ⅰ」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	特定親族の生年月日 (平成16.12.29〜平成30.11.1)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		平成 年 月 日			円	円
2		平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の専業主業調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

○ 所得金額調整控除申告書

要 件	※(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の生年月日 ※・大・小 年 月 日	特別控除客に該当する事実
あなた自身が特別障害者(注2)	(注)の欄に○を記載		特別障害者に該当する事実
同一生計配偶者(注2)又は特別障害者	(注)の欄に○を記載		
扶養親族(注2)又は特別障害者	(注)の欄に○を記載		
扶養親族が年齢25歳未満(平成16.12.23以後)	(注)の欄に○を記載		

(注) 1 要件1欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」は、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の①をご確認ください。

※ 扶養控除等申告書とのとり

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

本文 2 (2) 令和 8 年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

[illegible]

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

「年齢23歳未満の扶養親族」の氏名、個人番号、生年月日等を記載します。

ハ、「生命保険料控除」の「計算式Ⅱ」欄の追加（昨
年の「計算式Ⅱ」が「計算式Ⅲ」に変更）

「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等」は、計算式Ⅱにより、控除額を計算します。

【実務のポイント】

イ、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、すでに給与の支払者に提出済みですが、改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった給与所得者は、年末調整を行う時まで、改めて提出しなければなりません。この場合、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日改正」などと記載してください（基礎控除の引上げ等Q&A2-1）。

ロ.「令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、「令和8年分 給与所得者の扶養

控除等（異動）申告書」と概ね変更はありません。令和8年分同様、「源泉控除対象親族」には、「控除対象扶養親族」と「令和9年中の合計所得金額の見積額100万円以下の特定親族」を記載してください。

ハ、給与所得控除の最低保障額が引き上げられるとともに、基礎控除額が引き上げられますので、合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額を「給与所得者の基礎控除申告書」に記載してください（基礎控除の引上げ等 Q&A2-2）。

ニ、給与所得控除の最低保障額が引き上げられますので、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額により算出した合計所得金額に応じた配偶者（特別）控除額を「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載してください（基礎控除の引上げ等Q&A2-3）。

ホ. 給与所得控除の最低保障額が引き上げられますので、特定親族に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額により算出した合計所得金額に応じた特定親族特別控除額を「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に記載

してください(基礎控除の引上げ等Q&A2-4)。
へ、上記ホの「特定親族」は、親族の令和8年中
の合計所得金額が62万円超123万円以下(給
与所得だけの場合は給与等の収入金額が136
万円超197万円以下)の年齢19歳以上23歳未
満の一定の親族が該当します。なお、令和9
年中の合計所得金額の見積額が100万円以下
(給与所得だけの場合は給与等の収入金額が
174万円以下)の特定親族を上記ロの「源泉控
除対象親族」に記載することにより、「控除対
象扶養親族」と同様、月々の源泉徴収税額に
考慮されます。

3

手続き関連の変更点： 源泉徴収票の税務署提出が不要に

令和9年1月以後に市区町村に提出した「給与
支払報告書」が税務署にデータ連携されますので、
令和8年分以後の「給与所得の源泉徴収票」を税
務署に提出する必要がありません(受給者には交
付します。)。これを「源泉徴収票のみなし提出の
特例」といいます(所法226⑥、「源泉徴収票(給
与所得・公的年金等)のみなし提出の特例」に関す
るQ&A)(以下「みなし提出の特例Q&A」とい
います。)問1、問3)。

この場合、「給与所得の源泉徴収票等の法定調
書合計表」には、税務署に提出しない「給与所得
の源泉徴収票」に係る記載は不要となり、他の5
つの法定調書に係る事項を記載します(みなし提
出の特例Q&A問8)。

・・・MJSの対応状況等について・・・

■会計事務所のご契約者様専用サイト
会計事務所トータル・バリュー・サー
ビス「TVS」サイト

MJS給与・年末調整の
令和8年分 年末調整に
関する税制改正のご案内



<https://bit.ly/4xKBsYL>
(TVSサイトが開きます)

令和8年度税制改正(基
礎控除の引上げ等関係)に
伴う所得税確定申告書シ
ステムおよび申請・届出書作
成システムの運用上の注意
点、運用方法等について



<https://bit.ly/4iTWeas>
(TVSサイトが開きます)

・・・MJSの対応状況等について・・・

■企業のご契約者様専用サイト
企業向けサポート&サービス「GOOD
WILLPLUS」サイト

MJS給与・年末調整の
令和8年分 年末調整に
関する税制改正のご案内



<https://bit.ly/4gHCGVt>
(GOODWILLPLUSサイトが開きます)

令和8年度税制改正(基
礎控除の引上げ等関係)に
伴う所得税確定申告書シ
ステムおよび申請・届出書作
成システムの運用上の注意
点、運用方法等について



<https://bit.ly/4r4G8Nx>
(GOODWILLPLUSサイトが開きます)

〔執筆者紹介〕

長 野 匡 司
(ながの まさじ)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員
税理士、長野匡司税理士事務所 所長。大学在学中の 1983 年に税理士試験合格、卒業後より税理士事務所に勤務、1986 年に税理士登録。2004 年に長野匡司税理士事務所を開業し、現在に至る。2007 年より日本税務会計学会委員（法律部門）。顧問先の支援のほか、消費税や法人税、所得税などの研修講師の実績が多数ある。主な著書には、『法人税申告の実務全書』（共著、日本実業出版社）、『業種別で見る 8%消費税』（共著、税務研究会）などがある。

※執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/>

〔初出〕

2026 年 10 月（No.213）

Monthly Report 特別版

令和 8 年分年末調整のポイント
(No.213 より抜粋)

2026 年 10 月 30 日発行

編 集：MJS税経システム研究所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-30-13 クロスシー新宿御苑前ビル 6 階
TEL：03(6626)9060

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。
https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。



発行：株式会社ミロク情報サービス